

業務方法書の取扱いの一部改正について

1. 業務方法書の取扱い(平成16年5月6日通知)

(下線部分変更)

新	旧
<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) 外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第16条第1項に規定する貸借対照表、損益計算書その他財務計算に関する書類を作成したとき。</u></p>	<p>(報告事項)</p> <p>第6条 業務方法書第22条に規定する当社が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当社が必要と認める書類を添付して報告するものとする。</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p><u>(17) (新設)</u></p>

2. 附 則

この改正規定は、平成19年1月1日から施行する。